

令和2年10月26日

教育職員の懲戒処分について

学校法人常葉大学
理事長 木宮 健二

本法人の教育職員に対し、下記のとおり懲戒処分を行いましたので公表します。

記

1 被処分者

常葉大学附属菊川高等学校 教諭 男性 36歳

2 処分の種類

懲戒解雇

3 処分年月日

令和2年10月26日

4 事案の概要

被処分者は令和2年8月7日に「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」及び「高知県青少年保護育成条例」違反の容疑で高知東警察署に逮捕され、同月27日起訴されました。さらに余罪が判明したことにより同年9月18日に追起訴されました。

本法人ではこれらの事実を踏まえ、法人の就業規則並びに懲戒規程に照らし、上記処分を決定したものです。

(本件に関する問い合わせ先)

学校法人常葉大学 法人本部

人事部長 林 啓子

人事課長 加藤 義隆

Tel.054-261-1356